

## 第5回日本大学再生会議 議事録（議事要旨）

- 1 日 時：令和4年2月26日（土）9：52～12：05
- 2 場 所：日本大学会館
- 3 議 事：① 日本大学再生会議からの提言（指針）について  
② その他
- 4 出席者：矢田議長，石原委員，井出委員(Web)，裏出委員(Web)，大日向委員，河田委員，小宮委員，鈴木委員，永井委員，濱口委員，深代委員

### 5 議事要旨

#### ① 今後の会議の進め方について

議長から、今後の会議の進め方について、本日配布した提言（指針）の叩き台には、これまで議論し、各委員の意見などを反映させたものとなっており、今回は、その構成と各項目の前半部分の内容について議論して行きたいとの説明がなされた。また、第6回の会議では、後半部分の内容について議論し、第7回では、これまで議論された提言をもとに作成する報告書（答申書）案について議論して行きたいとの説明がなされた。

#### ② 日本大学再生会議からの提言（指針）について

議長作成の日本大学再生会議からの提言（指針）の叩き台をもとに、以下の事項を中心に議論が行われた。

##### （1）日本大学再生会議のまとめ

日本大学においては、まずは、学生・生徒や保護者、教職員、卒業生、そして社会からの信頼回復を図るための期間（信頼回復期）と位置づけて、特に今般の事件及び事態に至った要因を除去することを重視した措置を取るべきであることを提言する。

##### （2）遵法精神と品位ある民主的リーダーを理事長に選ぶための方策

- ・理事長、学長又は校友会長が、理事・評議員の多数を恣意的に選ぶことを許さないルールを構築する。
- ・今回の不祥事が学校法人・大学本部において発生したことに鑑み、教学の重要性・教学の優位を前面に打ち出すシステムを構築する。
- ・学部長の選任手続及び運用の見直しを行うかについて検討する。
- ・理事長・常務理事及び学長・副学長は、評議員から外れることとするかについて検討する。

- ・評議員会には、理事会に対し理事（理事長）の解任を勧告する権限を与えるかについて検討する。
- ・理事会における理事解任の要件を緩和するかについて検討する。
- ・相互監視の実効性を確保するため、役職者・理事・監事・評議員それぞれの構成においてジェンダーバランスを含む多様性を図り、また、日本大学と利害関係がない外部人材（日本大学の卒業生や元教職員に当たらない有識者等）を積極的に登用する。特に、信頼回復期においては、外部人材を大胆に登用するかについて検討する。
- ・「学校法人日本大学役員規程」に定める遵守事項及び禁止事項等を再確認（必要に応じて修正）するとともに、役員就任時に、同規程の遵守や反社会的勢力とは一切関係しないこと等を説明し、同内容に対する宣誓書の提出を求めらるかについて検討する。
- ・理事長、学長に対する評価制度を導入するかについて検討する。

①～②の説明・議論の中で、各委員から挙げた主な感想や意見は以下のとおり。

○委員から、日本大学再生会議の作成する答申は、寄附行為の改正を含めて提言するのかという質問があり、議長からその予定であるとの回答があった。

○委員から、今回の日本大学での不祥事は、業務執行体制（理事会、常務理事会、評議員会、理事長、常務理事等の権限と責任がどのように決定・分配していたか等）とガバナンス（理事会及び評議員会の監督、法人内に設置されているすべての学校におけるガバナンスがどのように機能していたか等）という2つの側面に問題が渡っているため、答申を作成する上で、その2つの視点を考慮した方がよいとの発言があった。

○委員から、答申について、日本大学の関係者が当事者として新たな日本大学を作り上げていくというような希望を託す内容とする必要があるとの発言があった。

○委員から、日本大学の関係者が当事者として新たな日本大学を作り上げていくという考えも必要ではあるが、それと同時に外部の者が日本大学をサポートし続けていくということも答申に含める必要があるのではないかと発言があった。

○委員から、私立大学のガバナンスの形態は一長一短で正解は1つでは無いが、現在の日本大学の置かれた状況を考慮した場合、同様の不祥事を起こさないための再発防止策を講じることが当面の課題であり、信頼回復するまでの間は、監督体制を強化したガバナンスを構築することが必要となるのではないかと発言が

あった。

- 委員から、答申が抽象的な内容であった場合、日本大学再生会議が意図した改革が実行されない可能性があるため、必ず実施すべきことは具体的に示したほうがよいのではないかとの発言があった。
- 委員から、信頼回復期においては権力の多元化が必要であるため、理事長・常務理事、学長・副学長及び校友会会長は兼務すべきではないのではないかとの発言があった。
- 委員から、教学重視の理事会とすることを想定した場合、理事長及び学長の兼務は可能とし、業務執行体制のプロボストとして総括副理事長を置くといった案も考えられるのではないかとの発言があった。
- 委員から、他大学では、専務理事・常務理事・常任理事といった役職を設置しているケースや、副学長を10名弱任命しているケースがあるため、日本大学においても同様の役職を設置し、その役職に教員を任命することによって教学重視を示せるのではないかとの発言があった。
- 委員から、今回の不祥事を受けて、日本大学は理事長に任期を設定し、長期在任を避けなければならないのではないかとの発言があった。
- 委員から、大学の標準的な中期計画が4年であるため、理事長の任期は4年2期までとしてはどうかとの発言があった。
- 委員から、就任した理事長に問題があった場合、任期が1期4年では長いのではないかとの発言があった。
- 委員から、理事長の任期について1期4年が長いようであれば、中間選挙（信任投票）を行うことも考えられるとの発言があった。
- 委員から、理事長に問題があった場合には、解任が可能となるようチェック体制を強化すればよいのではないかとの発言があった。
- 委員から、日本大学再生会議の答申において理事長の細かな任期等まで提言するのではなく、長期在任は避けるといった表現としてはどうかとの発言があった。

- 委員から、理事に再任制限は設けなくてもよいが、理事長であった者が、理事長任期終了後に理事となることは避けた方がよいのではないかとの発言があった。
- 委員から、理事長に定年は設けなくてよいのかとの発言があった。
- 委員から、理事長の定年は、任期を設定すれば必要ないのではないかとの発言があった。
- 委員から、学識経験評議員及び校友評議員の選考について、現役の教職員は学識経験評議員及び校友評議員となれない、学識経験評議員は日本大学と無関係な者を一定割合含まなければならないといった要件や評議員候補者の資格等を明記し、適格性を定めるなどして、選考の仕組みを整備する必要があるのではないかとの発言があった。
- 委員から、当面の信頼回復期においては、外部の者を多く登用する必要があることから、評議員会の日本大学卒業生比率は3分の1以下程度にするといった対応をすべきではないかとの発言があった。
- 委員から、現行の学識経験評議員及び校友評議員の選考規程は廃止し、日本大学と利害関係の無い者が選ばれるような選考基準を新たに制定する必要があるのではないかとの発言があった。
- 委員から、学識経験評議員及び校友評議員の構成等を検討するに当たり、寄附行為上の理事の構成等も含めて議論する必要があるのではないかとの発言があった。
- 委員から、理事長等による恣意的な選任行為を抑止するため、理事・監事・評議員の選考の際は、経歴等を含めて考査・審議の上決定し、就任後、経歴等は可能な範囲でホームページ等を利用して公表した方がよいのではないかとの発言があった。
- 委員から、校友会は外部団体であるため、答申において校友会組織のことまで提言することはできないが、寄附行為等における校友評議員選出の規定等を改定することにより、校友会の影響を排除することは可能ではないかとの発言があった。
- 委員から、副学長は学部長を兼務せず、それぞれの職務に専念できる体制を整えることとしてはどうかとの発言があった。

- 委員から、理事会の教学関係者の割合を増加させるために、副学長は必ず理事になることとしてはどうかとの発言があった。
- 委員から、学長及び副学長は教学の運営を行う者という位置づけであるため、副学長全員が理事となり法人運営に関わる必要はないのではないかとの発言があった。
- 委員から、理事会における教学関係者の割合を増加させるという考えは良いが、副学長が必ず理事になる必要はなく、理事は教学関係者を過半数以上にすると言えればよいのではないかとの発言があった。
- 委員から、教学を最優先事項と位置付けて理事会を運営するのであれば、副学長が必ず理事になることは問題ないのではないかとの発言があった。
- 委員から、学部ごとにキャンパスが分かれているためにすべての学部長が理事となる必要があるというのであれば、学部（キャンパス）に属さない高等学校の校長が理事となっていないのは、学校法人のガバナンス上、整合性に欠けるのではないかとの発言があった。
- 委員から、高等学校の意見を反映するために、学校長のうちから若干名を理事とすることとしてはどうかとの発言があった。
- 委員から、他大学の実情として、学部長が理事を兼務している場合、学部の利益代表となり、闊達な議論を阻害する状況が生じてしまっているとの発言があった。
- 委員から、学部長は理事を兼任しない方がよいのではないかとの発言があった。
- 委員から、学部長が理事とならない場合であっても、学長が学部長会議での意見等を取りまとめ、理事として理事会で提案等を行うことによって、教学の意見は理事会に反映できるのではないかとの発言があった。
- 委員から、学部長を理事としない場合、副学長（学部長と兼務をしない者）を理事とすることにより、理事会の教学関係者の割合を担保してはどうかとの発言があった。
- 委員から、理事会の人数削減の観点からも、学部長全員を理事としない方がよい

のではないかとの発言があった。

- 委員から、理事の選出母体はキャンパスに拘る必要はなく、例えば、文系、理系、医歯系でそれぞれ1名とするなど、様々な考え方があるのではないかとの発言があった。
- 委員から、教職員アンケートにおいて、総長制の復活という意見が多いが、日本大学において、以前の総長と現在の学長には、責任や権限に差異はないのではないかとの発言があった。
- 委員から、複数の学校（大学、高等学校等）を設置している他法人の例として、経営の責任者が理事長、学校法人が設置しているすべての学校（高等学校等を含む）の教学の責任者が総長、学校法人が設置している大学の長が学長という位置づけとなっているとの発言があった。
- 委員から、他大学において総長制を廃止している大学もあることから、日本大学が総長制に戻すためには、明確な理由が必要なのではないかとの発言があった。
- 委員から、学部長の選任手続きにおいて、職員票の割合を減少させることにより、職員票が過半数を占めないようにしてはどうかとの発言があった。
- 委員から、各学部からの評議員及び理事の選出を前提としない方がよいのではないかとの発言があった。
- 委員から、理事長、常務理事、学長及び副学長は、評議員を兼務しないこととしてはどうかとの発言があった。
- 委員から、評議員会に理事長及び理事の解任権限を持たせてはどうかとの発言があった。
- 委員から、評議員会に理事長及び理事の解任権限を持たせた場合、理事会の理事解任権限との関係性はどうかとの発言があった。
- 委員から、理事会及び評議員会双方に解任権限があることは、多くのチェック機能を有しているという観点から、有効ではないかとの発言があった。
- 委員から、より開かれた大学とするために、国立大学で導入されている理事長及

び学長の評価制度の導入を検討してはどうかとの発言があった。

○委員から、田中前理事長体制となった13年前まで遡って理事等の責任の有無を判断することは難しいため、責任の範囲は現体制の理事等に止めるのが現実的ではないかとの発言があった。

○委員から、職員の評価や昇進に透明性がないと感じるため、答申に職員の評価制度や昇進制度の整備を明記してはどうかとの発言があった。

○委員から、理事はより高い倫理観が求められることから、答申において、理事である者及びその近親者は日本大学と取引をすることができないと提言してはどうかとの発言があった。

次回会議は令和4年3月7日（月）10時に開催予定。

以 上